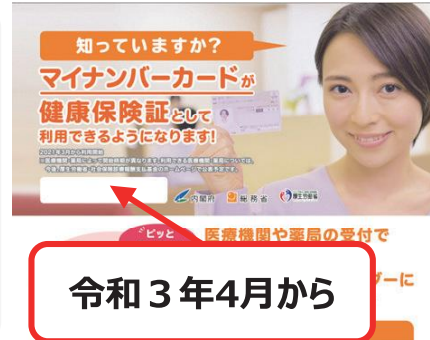


1 ポスター・ステッカーの掲示

マイナンバーカードの保険証利用に**対応する前**に掲示

本リーフレットの中面をマイナンバーカードの保険証利用の開始と貴施設での運用開始時期を告知するポスター(書込式)として掲示してください。

ポスターの空白部分には貴施設での対応開始時期をご記入ください。(右例)



マイナンバーカードの保険証利用に**対応開始後**に掲示

貴施設でマイナンバーカードの保険証利用が可能な事を周知するポスター・ステッカーを掲示してください。

顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいた医療機関・薬局に順次発送します。



2 「個人情報保護の利用目的」の更新

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、一部更新が必要となります。更新内容は厚生労働省ホームページにて公開中です。

準備作業の詳細はこちらからご確認ください



手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで!

- ポータルサイトでできること
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請 **NEW!**

AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます!



医療機関ポータル 検索

メールお問合せ先: 医療情報化支援基金

✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

電話お問い合わせ先: オンライン資格確認等コールセンター

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月~金: 8:00-18:00 土: 8:00-16:00

オンライン資格確認導入に向けたご案内

締切間近!

顔認証付きカードリーダーを
令和3年3月31日までにお申込みで

補助上限額までは
自己負担 0円 となります

**オンライン資格確認導入関連費用の
補助金増額期間の締切りが迫っています**

【締切】令和3年3月31日

補助金についての説明動画は
こちらからご覧ください

医療機関等向けポータルサイトのトップページからも閲覧できます

